

○平成十七年総務省告示第千二百三十三号（デジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局の無線設備の技術的条件を定める件）の改正案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>一 J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置若しくは狭帯域直接印刷電信装置による通信又はF三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信（以下「デジタル選択呼出装置等による通信」という。）を行う船舶局の無線設備は、次の条件に適合すること。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 ○から九までの数字の入力パネルを有する場合は、その数字のキー配列は国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告E161によるものであること。</p> <p>5 遭難警報は、独立した二以上の操作（一の操作が専用ボタンを三秒以上押し続ける操作）により送出されるものであること。</p> <p>6～12 （略）</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十条の七第一項第四号及び第二項第四号の規定に基づき、デジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局の無線設備の技術的条件を次のように定め、平成十七年十二月一日から施行する。</p> <p>なお、平成二年郵政省告示第五百六十九号（デジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局の無線設備の技術的条件を定める件）は平成十七年十一月三十日限り廃止する。</p> <p>一 J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置若しくは狭帯域直接印刷電信装置による通信又はF三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信（以下「デジタル選択呼出装置等による通信」という。）を行う船舶局の無線設備は、次の条件に適合すること。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 （同上）</p> <p>5 遭難警報を送出するための専用のボタンは、独立した二以上の操作により作動するものであり、かつ、前号の条件に適合する入力パネル又は国際標準化機構（ISO）の規格によるキーボードのキーでないこと。</p> <p>6～12 （略）</p> <p>二・三 （略）</p>